

「識字・日本語學習推進法(仮称)」

しきじ にほんご がくしゅうすいしんほう かしょう

要 紹 案

よう こう あん

識字・日本語連絡会

しきじ・にほんごれんらくかい

みなさまへ

2003年に始まった「国連識字の10年」で国際連合は、各国政府が識字の推進を施策の中心に位置づけるよう呼びかけています。現在日本国内においても識字・日本語学習を必要としている人たちは多く暮らしており（大阪府内だけで学習中の人は5千人を超える）、多様化・国際化の中で今後ますます必要度が高まることには間違いないありません。しかし、日本国政府から識字施策を重視する姿勢は見えてきません。

そこで、私たち識字・日本語連絡会は、日本における識字施策の充実を目的とする「識字・日本語学習推進法」の策定をめざして検討を進め、今回法律の素となる「識字・日本語学習推進法（仮称）要綱案」を作成したところです。

まだまだ不十分な内容ではありますが、この要綱案をきっかけに識字・日本語学習活動を進める法律づくりの活動に関心をもっていただければうれしく思います。

2006年2月

識字・日本語連絡会
代表 上杉孝實



みなさまへ 1

「識字・日本語学習推進法(仮称)」要綱案 3
しきじ にほんご がくしゅうすいしんほう かしょう ようこうあん

参考 16
さん こう

日本国憲法／教育基本法／アイヌ文化振興法／地方自治法
にほんこくけんぽう きょういく ほんぽう ぶんか しんこうほう ちほうじ ちほう

国際連合 総会決議
こくさいれんごう そうかいけいぎ

56/116. 国連識字の10年：すべての人々に教育を 19
こくれんしきじ ねん ひとびと きょういく

国連識字の10年リーフレット 25
こくれんしきじ ねん

「識字・日本語学習推進法」のイメージ 27
しきじ にほんご がくしゅうすいしんほう

識字・日本語連絡会とは 28
しきじ にほんごれんらくかい

「識字・日本語学習推進法(仮称)」要綱案

2005年5月21日
ねん がつ にち

識字・日本語連絡会
しきじ にほんごれんらくかい

第1項 法律の目的

日本国では、憲法^{注1)}第14条で法の下の平等、合理的理由のない差別の禁止を明記し、第26条において教育の権利を保障している。教育基本法^{注2)}第4条では九年間の義務教育をすべての国民が受けられるようにしなければならないと決められている。憲法第25条では、「健康で文化的な最低限度の生活」を営めることが国民の権利であるとしている。さらに、第98条2では条約・国際法規の遵守をあげている。

また、日本国が1979年に批准^{注3)}した「国際人権規約^{注4)}」のA規約（経済的・社会的および文化的権利に関する国際規約）は、内外人平等^{注5)}の精神にもとづいてその第13条において次のように定めている。

「第13条

1. この規約の締約国^{注6)}は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格^{注7)}の完成及び人格の尊厳^{注8)}についての意識の十分な発達を指向し^{注9)}並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、

教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸^{注)10}国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容^{注)11}及び友好を促進すること並びに平和の維持^{注)12}のための国際連合^{注)13}の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。」

A規約はまた、第15条において次のように定めている。

「第15条

- この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める。
 - 文化的な生活に参加する権利
 - 科学の進歩及びその利用による利益を享受^{注)14}する権利
 - 自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利」

さらに、1994年5月に批准した「子どもの権利条約」は、締約国が行う教育の目的について、次のように定めている。

「第29条（教育の目的）

- 締約国は、子どもの教育が次の目的で行われることに同意する。
 - 子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的能力

を最大限可能なまで発達させること

- (b) 人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章^{注)15}
に定める諸原則^{注)16}の尊重を発展させること。
- (c) 子どもの親、子ども自身の文化的アイデンティティ^{注)17}、
言語および価値の尊重、子どもが居住している国および
子どもの出身国の国民的価値の尊重、ならびに自己の文
明と異なる文明の尊重を発展させること。
- (d) すべての諸人民間、民族的、国民的および宗教的集団
ならびに先住民間の理解、平和、寛容、性の平等および
友好の精神の下で、子どもが自由な社会において責任あ
る生活を送れるようにすること。
- (e) 自然環境の尊重を発展させること。」

このような法律の各条によると、日本政府^{注)18}は日本国籍の
有無にかかわらず全ての人に次のことを保障しなければならな
いことがわかる。

- 義務教育か、同じくらいの基礎教育をすべての人が受けら
れるようによること
- 社会生活に不自由なく参加できるだけの教育を受けられる
ようによること
- 母語や継承語を学ぶことを通して、文化的アイデンティテ
ィを手に入れ、持ち続けられるようによること
しかし、現実には、部落差別や女性差別・貧困などにより、

義務教育を十分に受けられなかつた人々が存在する。在日韓国・朝鮮人など、日本の誤った政策^{注)19}により母語を奪われ、小学校にも通えず、日本に同化させられた人々もいる。最近では諸外国から日本にやってきて、ことばなどで不自由を感じたり不利益を受けたりしている人がふえている。また、中国からの帰國者やその家族たちも、学習の機会を求めている。さらに、国内にはアイヌ民族など、ことばをはじめ自分たちの文化を学び伝えていくことをさまたげられてきた民族があり、その状況の改善^{注)20}が必要であることは、「アイヌ文化振興法」でも定められているところである。障害者の中には、就学免除^{注)21}などにより義務教育諸学校に通う権利をうばわれた人たちがいる。こうした原因などにより、日本国内に読み書きの学習をはじめとすることばの学習を必要とする成人^{注)22}がたくさんいる。これは、憲法や教育基本法をはじめとする日本の法律の基本的な考え方^{がんぱう}が守られていないということである。このような状況が解決されでないことは、本人だけではなく、まわりの人たちにも不利益をもたらし、その結果、社会にとって大きな損失^{注)23}となっている。

日本語の読み書きや会話、母語を学び伝えていくことを含め、小学校や中学校で受けられる義務教育内容と同じぐらいの基礎教育を受けることは、日本でくらすすべての人にとっての人権である。また一方、読み書きやことばなどが自由に使えない人でも、社会でおきている様々なことを知り、自分で社会に参加

ができるようにするべきことも大きな課題である。
おお かだい

このような考え方に基づいて、この法律は、すべての人、な
かんが かた もと ひと ひと
かでも成人に識字・日本語学習を保障し、すべての人が自らの
せいじん しきじ にほんごがくしゅう ほしょう ひと みずか
アイデンティティを持ちながら、職業や市民生活など社会に不
も しょくぎょう しみんせいかつ しゃかい ふ
自由なく参加できるようにするための、基本的な考え方を明ら
じゅう さんか きほんてき かんが かた あき
かにするとともに、日本政府と地方自治体が行うべき具体的な
にほんせいふ ちほうじ ちたい おこな ぐたいてき
施策^{注)24}について定めることを目的とする。
しさく さだ もくでき

第2項 概念^{注)25} だい こう がいねん

本法において次の各語は、それぞれ次のような意味で用いる。
ほんぽう つき かくご つき いみ もち

【識字】 しきじ

健康で文化的な日常生活をすごすのに最低限度必要な読み書きの力に加え、自らの権利を使うことや仕事につくことなど、効果的に社会に参加できるようになるために必要な読み書きの力。具体的な内容は、別の文書で定める。
けんこう ぶんかで にじょうせいかつ ちから くわ みずか けんり つか しごと こうかで しゃかい さんか ひつよう よ か

【非識字】 ひしきじ

識字能力を十分に持ち得ていない状態。
しきじのうりょく じゅうぶん も え じょうたい

【日本語学習】 にほんごがくしゅう

日本語を母語としない人が日本語の会話や読み書きを学ぶ学
にほんご はご ひと にほんご かいわ よ か まな がく

習。
しゅう

【母語】 ほご

人が最初に覚えたことばで、今でも分かることは。家庭で学び、ものを考えるときに使うなど能力面でも機能面でも有力でありつつけることは。

【継承語】 けいしょうご

祖父母や親から、伝えられ知っていることば。親や祖先の(民族的)文化とかかわることばで、必ずしも話すことができるとは限らない。

【識字・日本語学習】 しきじ にほんごがくじゅう

識字能力を身につけたり、日本語学習を行ったりすること。

【基礎教育】 きそきょういく

日本語の読み書きや会話、母語を学び伝えることを含めた、義務教育内容におなじくらいの内容の教育

【識字・日本語教育者】 しきじ にほんごきょういくしゃ

識字活動や日本語学習を専門的に行うことができる資格を持った人。資格に必要な具体的要件は、別の文書により定める。

【識字・日本語ボランティア】

識字・日本語教育者のような専門的知識と訓練はないが、識字・日本語学習を支援する人々。

【識字・日本語センター】

識字・日本語学習を支援するために、教材の開発など研究を進め、資料・教材・情報などを提供し、識字・日本語学習関係者の交流を促進するための施設。

【識字・日本語研究センター】

識字・日本語センターと同じ機能を持ちながら、大学などの高等教育機関に設けられ、研究面の機能をとくに強く持つてい るもの。

【住民】

地方自治法第10条に定める住民のこと。日本国籍を持っているかは問わない。

第3項 日本政府の責務

●日本政府は、識字能力を持つようすべての住民に十分な識字・日本語学習の機会を無償^{注)26}で提供しなければならない。

●日本政府は、10年に1回、全国規模で成人の識字・日本語能
力を調査しなければならない。その調査結果は、政府や自治
体による識字・日本語学習政策に活かされなければならない。
また、この調査以外にも必要に応じて識字・日本語能力の実
態を把握しなければならない。

●日本政府は、全国に1カ所の全国識字・日本語センターのほ
か、北海道・東北・関東・北陸・中部・東海・近畿・中国・
四国・九州・沖縄の11カ所に地方識字・日本語センターを設
置しなければならない。また、地方自治体が設置する識字・
日本語センターの運営に必要な財政支援をしなければならな
い。

●日本政府は、5年ごとに識字・日本語学習計画をつくるな
ればならない。その計画には次のことがふくまれなければな
らない。

1. 識字問題がどうなっているか、誰が困っているかを知る
「実態把握」
2. 5年間の識字政策の具体的な目標
3. 各識字・日本語センターの規模や経費の改善
4. 地方自治体や市民団体が行う識字活動への人的・物的支
援体制、必要な経費の改善

- 日本政府は、地方自治体と市民の識字・日本語活動を支援しなければならない。
- 識字・日本語学習計画の実施状況は、毎年国会に報告し、広く知らせなければならない。

第4項 地方自治体の責務

- 地方自治体は日本政府と共に、識字能力を持つようすべての住民に十分な識字・日本語学習の機会を無償で提供しなければならない。また、そのことに関する情報を知らせなければならない。
- 地方自治体が発信する情報は、わかりやすいことばを用いるとともに、漢字にはふりがなをつけ、住民の必要に応じて多言語で提供されなければならない。
- 地方自治体は、全国識字・日本語センターや地方識字・日本語センターと連携しながら活動する「都道府県立識字・日本語センター」を設置しなければならない。
- 地方自治体は、政府の計画を参考に、識字・日本語学習計画をつくるなければならない。

●識字・日本語学習計画の実施状況は、毎年住民に報告しなければならない。

第5項 国民および企業の責務

●国民は、政府や地方自治体の取り組みに、できるかぎり協力するものとする。

●外国人を働かせている企業は、識字・日本語学習の機会を十分に提供しなければならない。機会の提供に当たっては、自治体や市民と協力することがぞまれる。

第6項 高等教育機関の責務

●大学などの高等教育機関は、識字や日本語学習に関する研究をするための役割を担う。特に教育学部や教員養成大学に設置される「識字・日本語研究センター」には日本政府から必要な支援がなされる。

●教育学部や教員養成大学では、識字・日本語学習について教育・研究する部門を設けなければならない。

第7項 識字・日本語センターの役割

●全国各地および高等教育機関に置かれる識字・日本語センターは、次のような役割を以て、それぞれのセンターが連携しながら活動するものとする。

1. 識字・日本語学習の場に関する情報収集および提供
2. 識字・日本語学習の資料や教材の収集・開発および提供
3. 識字・日本語学習に関する教育・研究および人材育成
4. 識字・日本語学習に関する研修会や交流会の実施
5. 識字・日本語学習に関する相談
6. 識字・日本語学習のネットワークの支援
7. 識字・日本語学習の場の提供

-
- 注) 1 憲法：国の基本的なことを定め、他の法律や命令で変えることのできない、国家最高の法律。
- 注) 2 教育基本法：日本国憲法の精神に基づいて、新しい教育の目的とその基本方針を示した法律。1947年（昭和22）制定。教育憲法とも呼ばれる。
- 注) 3 批准：ある国際条約を守ると国が決ること。
- 注) 4 国際人権規約：1966年国連総会で採択された基本的人権保護に関する条約。社会権についてのA規約と自由権についてのB規約がある。
- 注) 5 内外人平等：同じ国籍を持つ人と外国籍の人を差別しないで平等に取り扱うこと。
- 注) 6 締約国：条約などをまもると決めた国。
- 注) 7 人格：一人の人間として持っている性格や権利など。
- 注) 8 尊厳：とても大切で貴重なので大事にされなければならないこと。
- 注) 9 指向(し)：めざすこと。
- 注) 10 諸：さまざまのこと。
- 注) 11 寛容：心が広く、他人をきびしくとがめだてしないこと。よく人を受け入れること。
- 注) 12 維持：そのままの状態を保つこと。
- 注) 13 国際連合：世界の多くの国が、世の中を平和にするために作った組織（=国連）。
- 注) 14 享受：あるものを受け、自分のものとすること。また、自分のものとして楽しむこと。精神的な面でも物質的な面でもいう。
- 注) 15 国際連合憲章：国際連合のもっとも基本的で最高の決まり。
- 注) 16 原則：基本的な決まりごと。
- 注) 17 アイデンティティ：出身地や民族など、自分のことを決めるもの。

- 注)18 日本政府：日本が豊かで安心して暮らせる国になるように、法律
にほんせいふ にはん ゆた あんしん くに はうりつ
や決まりを作つて治めている機関。
- 注)19 政策：政治の方針。
せいさく せいじ はうしん
- 注)20 改善：良い状態にすること。
かいぜん よ じょうたい
- 注)21 就学免除：学校で勉強をするのがむずかしい子どもに、義務教育
じゅうがくめんじょ がっこう べんきょう こ ぎ むきょういく
を受けさせなくとも良いとすること。
- 注)22 成人：おとな
せいじん
- 注)23 損失：そこない失うこと。
そんしつ らしな
- 注)24 施策：実行すべき計画。
しき策 じっこう けいかく
- 注)25 概念：構造やあらまし。
がいねん こうぞう
- 注)26 無償：ただ。料金を取らないこと。
むしょう りょうきん と

みなさまへ

「識字・日本語学習推進法(仮称)」要綱案に対するご意見
しきじ にほんご がくしゅすいしんほう かしょう ようこうあん たい いけん
やご感想を、ぜひ下記事務局までお寄せください。
かんそう かきじ むきょく よ

識字・日本語連絡会 事務局
しきじ にほんごれんらくかい じむきょく

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12
おおさか しなにわく くぼよし

(財)大阪府人権協会 内
おおさか ふ じんけんきょうかい ない

TEL. 06-6568-2983 FAX. 06-6568-2985

参 考

日本国憲法

にほんこくけんぽう

第14条 【法の下の平等、貴族制度の否認、栄典の限界】

- 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的
身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別
されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典
の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるもの一代に限り、
その効力を有する。

第25条 【生存権、国の生存権保障義務】

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛
生の向上及び増進に努めなければならない。

第98条 【憲法の最高法規性、条約・国際法規の遵守】

- 1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、
詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有
しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵
守することを必要とする。

教育基本法

きょういく き ほんぽう

(義務教育)

ぎ む きょういく

第4条 国民は、その保護する子女に、9年の普通教育を受けさせる義

務を負う。

2 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、

授業料は、これを徴収しない。

アイヌ文化振興法

ぶんかしんこうほう

(目的)

もくてき

第1条

だいじょう

この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興ならびに、アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及および啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

ていぎ

第2条

だいじょう

この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽舞踊、工芸その他の文化的所産およびこれらから発展した文化的所産をいう。

(国および地方公共団体の責務)

くにちほうこうきょうだんたいせきむ

第3条

だいじょう

国は、アイヌ文化を継承する者の育成、アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興
ちほうこうきょうだんたい とうがい くいき しゃかいてきじょうけん おう ぶんか しんこう
等を図るための施策の実施に努めなければならない。
など はか しきく じっし つと

地方自治法

ちほうじちほう

第10条

だいじゅう

市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。
しちょうそん くいきない じゅうしょ ゆう もの とうがい しちょうそんおよ ほうかつ
とどうふけん じゅうみん

国際連合
こくさいれんごう
総会
そうかい

A/RES/56/116

配布：一般
はいふ いつばん

2002年1月18日
ねん がつ にち

第56会期
だい かいき
議題項目108
ぎ だいこうもく

総会採択決議 そうかいさいたくけつぎ

(第3委員会の報告を基に [A/56/572])

56/116. 国連識字の10年：すべての人々に教育を

総会は、
そうかい

世界人権宣言¹、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約²、そして子どもの権利条約³において、すべての個人の教育についての権利は譲ることができないと認識されていることを想起し、

また、1990年を国際識字年として宣言した1987年12月7日の総会決議42/104と、国連事務総長に、ユネスコ事務局長と加盟国およびその他関連する組織や機関と協力して、国連識字の10年の提案を、世界教育フォーラムおよび社会開発世界サミットの5カ年レビューのための総会特別会期から出た結果を基にした行動計画の草案と、その10年の可能な時間枠と共に、総会第56会期に提出するよう要請した1999年12月17日の総会決議54/122を想起し、

1995年1月1日から始まる10年を国連人権教育のための10年として宣言
し、すべての政府に非識字を根絶することになお一層励み、教育を人間
の全面的な発展とすべての人の人権と基本的自由の尊重の強化に向ける
よう訴えた1994年12月23日の決議49/184を再確認し、

教育についての権利に関する2001年4月20日の国連人権委員会決議2001
/29⁴に留意し、

加盟国が、2015年までに、世界各地の子どもたちが、少年も少女も等し
く初等教育を修了できるようにし、少女と少年があらゆるレベルの教育
に平等にアクセスをもつようになると決意した、2000年9月8日の国連
ミレニアム宣言⁵ – その宣言からすべての人々の識字を促進するため
の新たな誓約が必要とされていることを想起し、

また、社会開発に関するコペンハーゲン宣言⁶と社会開発世界サミットの
行動計画⁷、および総会第24特別会期から出た、“社会開発世界サミットと
それ以降：グローバル化する世界における万人のための社会開発の達
成”⁸と題した文書を想起し、

識字は、すべての子ども、若者および成人が、生きていく中で直面する
困難に立ち向かうことを可能とする大切な生活スキルを修得する上で決
定的に重要であり、21世紀の社会および経済に効果的に参加するために
不可欠な手段である基礎教育の基本的ステップに相当することを確信し、

特に少女たちにとって、教育についての権利の実現は貧困撲滅に貢献す
ることを確認し、

「万人のための教育」の目標達成に向けた進捗状況調査（2000年）に向
むけてとられた、国内および地域レベルの活動を認め、あらゆる年齢層の
人々、とりわけ少女と女性の、ベーシックニーズを満たすために努力を
倍加する必要性をさらに強調し、

基礎教育にみられる重要な前進－とりわけ教育の質の向上に力点が置
かれたことによって初等教育の就学率が上昇した－にもかかわらず、主
要な問題－新たに出現している問題と継続的な問題の両方－は、今もつ
て執拗であり「万人のための教育」の目標を達成するために、国内的か
つ国際的レベルでのより強力で一致団結した行動が求められることを認
識し、

世界の成人の非識字者の3分の2近くが女性であるという事実が示すよ
うに、教育におけるジェンダーギャップが執拗に存在することに深く憂
慮し、

加盟国に、国際組織および非政府組織との緊密なパートナーシップのも
と、すべての人々の教育についての権利を促進し、すべての人々に対す
る生涯教育の条件を作り出すよう促し、

1. ユネスコ事務局長の“国連識字の10年の起草提案と計画”⁹と題した
報告に留意する。

2. 2003年1月1日から始まる10年を国連識字の10年として宣言する。

3. 2015年までに成人の識字レベルを50パーセント向上させ、教育の質
を高めることを誓約した、世界教育フォーラムで採択された「ダカ
セイタク

ール行動枠組み」¹⁰を再確認する。

4. ジェンダーを特に意識した教育対象とプログラムを含む、明確な目標とタイムテーブルを設定しながら、「ダカール行動枠組み」に沿つた国内行動計画を作成することにより、「万人のための教育」の目標を実現するための独自の目標を達成し、すべてのレベルの教育におけるジェンダー格差をとり除き、女性と少女の非識字をなくし、完全で平等な、教育へのアクセスを少女と女性がもつようになるため、すべての政府に努力を倍加させることを要請するとともに、地域社会、協会、メディアおよび開発機関と積極的に協力することによって、そのような目標を達成することをすべての政府に要請する。
5. また、すべての政府に、10年の目標を達成するために、政治的意を固め、より包括的な政策策定環境を発展させ、最も貧しく最も社会から疎外された集団に対する取り組みと、学習のための代替可能な定型および非定型アプローチの模索を可能にするための革新的な方策を工夫するよう要請する。
6. すべての政府に、識字への取組みの政策策定、実施および評価に関する持続的対話に、関連する国内の実行主体すべてを集め、国内レベルでの10年の活動の調整を先頭に立って行うよう要請する。
7. 「万人のための識字」は、すべての人々に基礎教育を保障することの根幹であり、識字教育環境を整えることが貧困の撲滅、幼児死亡率の減少、人口増加の抑制そして男女平等を実現させ、持続的発展と平和と民主主義を保障するために必須の条件であることを再確認する。

8. すべての政府と、経済や金融の国内および国際組織および機関に、
識字率を高め、「万人のための教育」の目標と10年の目標を達成する
取り組みに、適切であれば、特に20/20のイニシアチブを介して、さ
らに大きな財政的および物質的支援を提供するよう要請する。
9. 加盟国、国連システムの専門機関およびその他の組織、さらには、
関連する政府間組織および非政府組織の活動を、より効果的に調整
し、10年の枠組内でそれぞれが行う発展への貢献を高めるために、
それらの組織が「万人のための教育世界宣言」¹¹、「ダカール行動枠
組み」、そして最近の主要な国連会議やその5ヵ年レビューで行なわ
れた識字促進の誓約や勧告を効果的に実施する努力を、あらゆる方
面で進行中の教育を補完し、それらと整合性をもたせるような
方法で、さらに高めるよう勧める。
10. ユネスコは10年の枠組において、国際レベルの活動を刺激して促進
する調整役を担うべきであると考える。
11. 事務総長に、ユネスコ事務局長と協力しながら、第57会期の総会提
出に向け、目標設定が明確で行動指向型の行動計画を作成して完成
させるために、10年の計画草案に関する意見や提案を政府および関
連する国際組織から求めて、検討するよう要請する。
12. 第57会期の暫定的議題に、“国連識字の10年”という題の議題を含め
るよう決定する。

〈注〉

- 1 決議217 A (III)
けつぎ
- 2 決議2200 A (XXI)、付録参照
けつぎ ふろくさんじょう
- 3 決議44/25、付録参照
けつぎ ふろくさんじょう
- 4 経済社会理事会公式記録、2001年補足No.3 (E/221/23) 第II章、セクションA参照
けいざいしゃかいり じかいこうしき きろく ねんほそく だいしょう さんじょう
- 5 決議55/2参照
けつぎ さんじょう
- 6 1995年3月6～12日、コペンハーゲンにおける社会開発世界サミット
ねん がつ にち しゃかいわいはつせかい
- 報告 (国連刊行物、Sales No.E96IV.8)、第I章、決議 1、付録I
ほうこく こくれんかんこうぶつ だいしょう けつぎ ふろく
- 7 同、付録II
どう ふろく
- 8 決議S-24/2、付録
けつぎ ふろく
- 9 A/56/114-E/2001/93およびAdd.1参照
さいしゅう さんじょう
- 10 ユネスコ、世界教育フォーラム最終報告、セネガル、ダカール、2000
せかいよういく さいしゅう さいしゅうほうく
- 年4月26～28日参照
ねん がつ にちさんじょう
- 11 「万人のための教育世界会議：基本的な学習ニーズを満たす」最終報告、1990年3月5～9日、タイ、ジョムティエン、万人のための教育世界会議の機関間委員会（国連開発計画、ユネスコ、国連児童基金、世界銀行）、ニューヨーク、1990年、付録I
せかいにん よういく せかいかいぎ きほんてき がくしゅう み せかいわいきょう こくじゅんかんかん いひんかい こくれんかいはつけいかく せかいがんこう きほん じどう きん せかいがんこう ねん ふろく

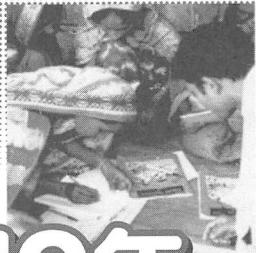
翻訳：小森 恵／世界人権宣言大阪連絡会議
ほんやく こもり めぐみ せかいじんけんせんげんせんげんおおさかれんらくかいぎ



2003年～2012年



すべての人に教育を



国連識字の10年

こく れん し き じ ねん

United Nations Literacy Decade : education for all

「国連識字の10年」ってなんですか

国際連合は、2003年から2012年までの10年間を「国連識字の10年」と定めました（2001年12月19日総会）。
識字（リテラシー）とは、文字や言葉の読み書きをまなぶことによどまらず、現在では、社会生活を営むための基礎的な力や、進歩する社会に自ら参加する知識や技能、さらには社会を批判的に認識し変革していく力をも意味しています。たとえば、仕事につながる技能、コンピューターや情報機器を使う力、法律を理解して活用する力、健康や環境などについての知識などを

も、識字（リテラシー）と考えられています。

国際連合は、1990年を「国際識字年（International Literacy Year）」と定め、世界で識字にたいするとりくみが進められました。その後、民間レベルで「国際識字の10年」としてとりくまれましたが、2000年の時点で、世界には8億8000万人の読み書きできない成人があり、1億1300万人の子どもが学校にいけていないということがわかりました。この反省から、国際連合が「国連識字の10年」を定めたのです。

「国連識字の10年」はなにをめざすのですか

「国連識字の10年国際行動計画（2002年7月）」は、世界で読み書きできない人の数を半分にへらすことを目標にしています。そのために優先してとりくむグループとして、現在読み書きに困っている人、その60パーセントをしめる女性、学校に通えていない子ども、世界でも最も貧しい層、少数民族や先住民の人、移民、難民、障害者、高齢者をあげています。また、継続的

に学べる環境が必要だとして、学校教育や社会教育、職場や地域生活などあらゆる機会でのとりくみを求めています。

これらにとりくむために、国際行動計画は、6つの柱を示しています。

これをもとに、識字についての行動計画を策定してとりくむことが求められています。

- ① 識字の推進を政策の中心に位置づける。
- ② 生涯にわたる識字プログラムをつくる。
- ③ 識字を支援する環境と文化をつくる。

- ④ 識字への地域コミュニティの参加や自主運営を確保する。
- ⑤ 行政、民間、市民、地域でのパートナーシップを築く。
- ⑥ 調査・研究と監視・評価。

識字・日本語学習推進法とは？

- ♡ 識字・日本語学習推進法は、日本にくらす「すべての人」が、「よみ・かき・ことば」の学習（識字・日本語学習）をすることができるようにする法律です。
- ♡ 識字・日本語学習は、すべての人の権利です。

差別や貧困など、様々な理由で学習することができなかった人。

学校に通うことができなくなった、生まれた国や育った国が日本ではない、など、様々な理由で不十分にしか勉強できなかった人。

このような人たちが、日本で安心してくらしていくために学びたいと思っても、おとなになってから学べる場所はほとんどありません。

- ♡ 安心してくらしていくために、読み書きやことばを学びたい人がたくさんいます。

子どもが学校から持ち帰る「手紙」を読みたい。

おせわになった人に手紙を書きたい。

電車やバスに乗って好きなところへ行けるようになりたい。

回覧板に何が書いてあるのか知りたい。

町内放送で、何を言っているのかわからたい。

となりの人とあいさつしたい。

役所の窓口で申込書を書きたい。

自動車の免許をとりたい。

病院で医者に体の調子を伝えたいた。

識字・日本語学習推進法をつくり、みんなが安心してくらしていく社会をつくりましょう。

国や都道府県、市町村の役割

- ★ 学習できる教室や学校をたくさんつくる
- ★ 教室の運営を財政的に支援する
- ★ 識字・日本語センターをたくさんつくる
- ★ 学習をささええる人を育てる
- ★ 読み書きや日本語の会話が不十分な人にやさしい社会をつくる

大学や研究所などの役割

- ★ いろんな教材をつくる
- ★ いろんな学習方法を考える
- ★ 学習を支援する専門家を育てる
- ★ 読み書きや日本語の会話が不十分な人にやさしい社会のしくみを考える

みんなの役割

- ★ できるだけ教室にかかわりをもつ
- ★ 教室のことをみんなに知らせる
- ★ 読み書きや日本語の会話が不十分な人にやさしい地域社会をつくる

識字・日本語連絡会とは

識字・日本語連絡会は、1990年の「国際識字年」をきっかけに、大阪府内で識字に取り組む団体や教室、個人が集まって結成した「国際識字年推進大阪連絡会」を、2002年に発展改組した団体です。

よみかきこうりゅうかいの開催や文集の発行などを通して、識字・日本語活動の啓発と発展・充実に努めています。また、大阪府や大阪市に対して「識字施策推進指針」の策定や「識字・日本語センター」の設立など識字・日本語施策の充実を求める活動もしてきました。

識字・日本語は人権です。すべての人が自分に自信を持って生きられるように、いつでも、どこでも読み書きや言葉を学べる社会、さらには読み書きが言葉ができない人にやさしい社会をめざしてこれからも取り組んでいきます。

事務局：(財)大阪府人権協会 内
〒556-0028

大阪府大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL.06-6568-2983 FAX.06-6568-2985

「識字・日本語学習推進法(仮称)」

要 約 案

2006年2月発行

編集・発行 識字・日本語連絡会

